

小郡市介護予防・日常生活支援総合事業業務
(運動器機能向上教室)
プロポーザル実施要領

令和3年11月15日施行
小郡市市民福祉部長寿支援課

第1章 プロポーザルの概要

1. 本要領及びプロポーザルの目的

本業務は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第1号の規定に基づき実施する介護予防・日常生活支援総合事業について、高齢者が要介護状態または要支援状態になることを予防するとともに、高齢者自らが主体的に運動に取り組む契機とすることを目的として、運動器機能向上教室を実施する受託候補法人について、公募型プロポーザル（企画提案方式）により、適すると認められた法人を選考し、契約を行うための必要な手続き等について定めるものである。

2. 本要領に基づく法令等

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- ・小郡市個人情報保護条例（平成17年小郡市条例第29号）
- ・小郡市個人情報保護条例施行規則（平成17年小郡市規則第35号）
- ・小郡市プロポーザル方式実施要綱（平成25年小郡市告示第60号）

3. 業務の名称

小郡市介護予防・日常生活支援総合事業業務（運動器機能向上教室）

4. 委託業務内容

別添「小郡市介護予防・日常生活支援総合事業業務（運動器機能向上教室）委託仕様書」のとおり。

5. 履行期間

契約日～令和4年3月31日

6. プロポーザルに係る日程

- (1) 質疑受付期間 令和3年11月15日（月）～11月22日（月）午後3時必着
- (2) 質疑に対する回答期限 令和3年11月25日（木）
- (3) 参加表明書提出期間 令和3年11月15日（月）～11月29日（月）午後5時必着
- (4) 提案資格確認通知及び企画提案書提出要請通知 令和3年12月3日（金）
- (5) 企画提案書提出期間 令和3年12月3日（金）～12月17日（金）午後3時必着

(6) 審査委員会 令和3年12月20日(月)頃予定

(7) 審査結果通知及び公表 令和3年12月21日(火)頃予定

7. 主管部署

小郡市役所市民福祉部 長寿支援課 地域包括支援係

〒838-0198 小郡市小郡255番地1 小郡市役所北別館1階

TEL: 0942-72-2111 (内線456)

FAX: 0942-72-7561

電子メールアドレス: houkatsu@city.ogori.lg.jp

8. 提案上限額

本業務の提案上限額は857,000円(消費税及び地方消費税等を含む)とする。

9. 受託候補法人の特定方法

提出された企画提案書等を基に、評価を行い、審査委員会の議を経て、当該業務について適すると認められた者を受託候補法人として特定する。審査委員会の審議は公開しない。

第2章 応募について

1. 応募資格

介護予防・日常生活支援総合事業業務(運動器機能向上教室)を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人で、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 法人及びその役員が、「小郡市暴力団等排除条例」に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又は、暴力団経営支配法人等でないこと、及び暴力団、暴力団員、暴力団員等又は、暴力団経営支配法人等と密接な関係を有していないこと。
- (2) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 小郡市から指名停止等の決定を受けて指名停止期間中でないこと。
- (5) 国税、地方税の滞納がないこと。

2. 応募の手続き

応募を希望する法人は、必要書類を作成し、小郡市長寿支援課地域包括支援係まで提出すること。

(1) 参加表明書の提出

- ①提出方法 主管部署まで持参又は郵送とする。

②提出期間 令和3年11月15日(月)～11月29日(月)午後5時まで必着
(持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日は除く。)

③提出書類 以下の書類を添付すること。

No.	様式	書類名・資料名
1	様式第1号	参加表明書
2	様式第12号	役員等名簿
3		法人市町村民税の納税証明書
4		法人税、消費税、及び地方消費税の納税証明書(その3の3)

※提出期限までに参加表明書等提出書類が到達しなかった場合は、いかなる理由があっても企画提案書の提出はできないものとする。また、提出された書類は返却しない。

※法人市町村民税の納税証明書、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)について、それぞれ法人市町村民税、法人税、消費税及び地方消費税の課税がない場合は提出不要。

(2) 質疑応答

実施要領等の内容に不明な点がある場合は、質疑書(様式第10号)を提出すること。

①提出方法 主管部署へ持参、又は、FAXや電子メールにて提出すること。口頭(電話など)による質疑は、受け付けない。

※FAX又は電子メールにて提出した場合には、主管部署に電話で受信の確認を行うこと。

②提出受付期間 令和3年11月15日(月)～11月22日(月)午後3時必着

③質疑に対する回答

I. 回答日 令和3年11月25日(木)

II. 方法 提出された質問への回答は、小都市ホームページに一括して掲載する。個別の回答は行わない。なお、質問の内容は、本プロポーザルに係るものに限定し、それ以外については回答しない。

(3) 企画提案書等の提出

①提出方法 主管部署まで持参。

②提出期間 令和3年12月3日(金)～12月17日(金)午後3時必着

③提出書類及び部数 下記の書類を正本1部、副本6部提出すること。

No.	様式	書類名・資料名
1	様式第7号	企画提案書
2	様式第11号	参加申込書
3	様式第13号	企画提案書別紙
4	様式第14号	業務実績調書

5	様式第15号	見積書
---	--------	-----

- ・提出書類は、A4版縦型フラットファイルに左綴じで製本し提出すること（チューブファイル等の厚型・硬質のファイルは不可）。
- ・文字は10.5ポイント以上とすること。
- ・様式の枠に収まらない場合は、ページを追加して良い。
- ・各様式に関係する規定、マニュアル、資料等があれば添付すること。
- ・正本のフラットファイルの表紙には、「法人名」、「正本・副本の別」を、副本のフラットファイルの表紙には、「正本・副本の別」のみを記載すること。

④その他留意事項

- ・提出後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ・提出書類は返却しない。
- ・企画提案に関連して必要となる一切の費用は、すべて提案者の負担とする。
- ・提出書類は、選考に関する目的以外には使用しない。また、他の業者への提供も行わない。
- ・FAX及び電子メール等の通信事故において、市はいかなる責任も負わない。

(4) 書類審査の実施

審査委員会が、各法人から提出された企画提案書に基づき、書類審査を行い、もっとも優秀な業者を特定する。

①実施日 令和3年12月20日（月）頃予定

②実施場所 小郡市役所内会議室

③選考基準の概要

別紙「小郡市介護予防・日常生活支援総合事業業務（運動器機能向上教室）審査基準」に記載のとおりとし、評価項目に従い、評価の高い者を選定する。

④失格条件

提案者が以下のいずれかに該当すると小郡市が判断した場合は、その提案者は失格とする。

- I. 提出書類に虚偽の記載があるとき。
- II. 審査委員会要綱に基づく審査委員へ審査における便宜を図ることを依頼する等、審査の公平を害する行為があったとき。
- III. その他不正行為があったとき。

⑤その他留意事項

- ・基準点（審査委員全員の評価点の平均の6割）を満たない場合は失格とする。
- ・企画提案書等提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできない。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、書面により提案者全員に通知する。特定された者には「様式第8号」、特定されなかった者には「様式第9号」を送付する。

また、審査結果について、特定された者の名称と選定理由を小郡市ホームページにおいて公表する。

小郡市ホームページ URL <https://www.city.ogori.fukuoka.jp>

なお、審査経過及び審査内容の開示・不開示については、小郡市情報公開条例（平成12年小郡市条例第10号）等関連規程に基づき判断する。

(6) その他

- ・応募に関して必要な一切の費用は参加者の負担となる。
- ・参加表明書及び見積書に押印する印鑑は実印とすること（法務局が証明する印鑑）。
- ・提出されたすべての書類は、小郡市情報公開条例（平成12年条例第10号）に基づき情報公開の対象文書となる。
- ・提出された書類中の個人情報等は、本件以外に使用しない。
- ・参加者は、参加申込書の提出をもって、この実施要領の記載内容、各関係法令、小郡市条例、規則及び要綱等を遵守することに同意したものとする。
- ・受託候補法人は、本市と協議の上契約する。委託契約締結にあたっては小郡市契約規則（平成21年小郡市規則第7号）に定めるものの他、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行う予定である。
- ・評価点について、同点となる法人が2者以上あるときは、評価項目中の「企画提案の内容」、「業務の実施体制等」、「基本項目」、「提案者の業務実績等」、「見積金額」の順で比較し、点数差が生じた時点で、点数の高い者を上位とする。なおも同点の場合は、委員長が決定する。
- ・応募法人がない場合又は受託候補法人が特定されなかった場合は、再度公募を行うことがある。